

八 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	七 六 最 低 額 面 金 額	五 四 發 行 方 額 法	三 二 用 振 替 法 の 適 適	一 条件 等 を 次 の と お り 告 示 す る 。
五百二十四号 昭和五十七年大蔵省告示第五百二十四号 利付国債券(五年)(第二十郎) 塩川正十郎	五百二十九号 昭和五十七年大蔵省告示第五百二十九号 利付国債券(五年)(第二十八) 平成二十八年七月十八日	五百二十九号 昭和五十七年大蔵省告示第五百二十九号 利付国債券(五年)(第二十八) 平成二十八年七月十八日	五百二十九号 昭和五十七年大蔵省告示第五百二十九号 利付国債券(五年)(第二十八) 平成二十八年七月十八日	五百二十九号 昭和五十七年大蔵省告示第五百二十九号 利付国債券(五年)(第二十八) 平成二十八年七月十八日

平成十五年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以下同じ。）。
規定する期日について同じ。）、次号及び第十五号において

係る所得税が源泉徴収される利子に係る所得税が源泉徴収される。発行時ににおいて、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとのとし、振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものとの記載又は記録されることは、前記(一)の算式によつては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(たゞだし、当該国債を発行時ににおいて取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除すること

額面金額の総額× $\frac{0.5}{100} \times \frac{32}{365}$

十 九 十 八 十 七 六 五 十 四

払 期 日 間 支 額 限 以 子 予
募 期 日 間 支 額 限 以 子 予
拵 期 日 間 支 額 限 以 子 予
後 期 日 間 支 額 限 以 子 予
第 期 日 間 支 額 限 以 子 予

平成十五年五月二日から平成十五年六月三十日まで毎月支拂う。前回及各月の支拂額は、毎月三十日をもととして、その月の支拂額の二分の一を算出し、その月の支拂額に加算する。
支拂額は、毎月三十日をもととして、その月の支拂額の二分の一を算出し、その月の支拂額に加算する。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$